

## 滋賀型・NT(ニッチトップ)企業創出支援事業 実施要領

### (事業の目的)

第1条 本事業は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ(以下「甲」という)が、県内の中小企業者を対象に、競争力のある技術力・商品力等備え、市場を獲得する提案型企業(ニッチトップ企業)へと成長する道筋を明かし、その実現へ向けた伴走支援を行うことで、魅力ある産業・質の高い雇用の創出を図ることを目的とする。

### (対象企業者)

第2条 滋賀県内に事業所を有する中小企業者で、次の(1)～(5)のすべてを満たす者とする

- (1)甲が実施する下請中小企業振興法に基づく企業紹介や取引の斡旋を受けるための登録企業であること
- (2)新商品(技術)の獲得、特定の分野で一定のシェア確保、付加価値の増加等により経営の向上を目指す意欲ある中小企業者であること
- (3)経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること
- (4)企業支援コーディネーターの支援により、成長・発展が期待できる状況であると判断されること
- (5)甲からの支援を受けるにあたり適切と判断できるもの

### (対象事業)

第3条 企業支援コーディネーターの支援を受けることにより、(別紙1)に記載する指標および成果が期待できる事業。

- 2 企業支援コーディネーターにより、継続した支援を受けることにより、(別紙1)に記載する指標および成果が期待できる事業。

### (申請方法)

第4条 第2条第1項(1)～(4)を満たし、当事業による支援を希望する企業は、「滋賀型・NT(ニッチトップ)企業創出支援事業 事業申請書」(様式第1号)に必要事項を記入し、甲に提出する。

### (事業の採択・通知)

第5条 事業の採択は、次のとおりとする。

別に定める選定委員会において、申請書の内容に基づき、事業採択の可否を判定し申請者へ通知する。

なお、採択件数については、予算の定める範囲とする。

- 2 事業採択の決定を受けた者(以下「乙」という)は、通知を受け取った日から10日以内に、支援申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(支援内容)

第6条 甲は、乙に対して次の支援を実施する。

- (1)支援実施期間は採択を受けた年度内とする
- (2)企業支援コーディネーターが、乙の事業計画達成のために、専任の相談員として対応
- (3)乙の成長段階に応じた各種伴走支援の提供
- (4)地域経済の中核企業としての指標を達成するための支援計画書（5ヶ年）の作成
- (5)産学官連携や企業連携を図る機会の創出と提供
- (6)その他必要と認められるもの

(申請の取下げ)

第7条 乙は、採択決定の内容またはこれに付された条件に不服があり支援の申請を取り下げようとするときは、採択決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した承認申請書（様式第3号）を公益財団法人滋賀県産業支援プラザ理事長（以下「理事長」という）に提出しなければならない。

(計画変更・中止等の承認)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1)採択事業の全部若しくは一部を変更または中止しようとする場合
- (2)その他甲が必要と認める場合

(遂行状況の報告等)

第9条 理事長は必要に応じて乙から事業の進捗状況について報告を求め、または調査することができる。

- 2 理事長は、乙より提出のあった報告書等により、その事業が支援決定の内容に従って遂行されていないと認められるときは、乙に対し、適正な事業執行を指示することができる。
- 3 理事長は、乙が前項の指示に従わないときは、乙に対し当該支援事業の一時停止または停止を指示することができる。

(実績報告書)

第10条 乙は、採択を受けた事業が完了したとき（採択事業の変更または中止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了の日から起算して10日以内までに実績報告書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

(採択事業の公開)

第11条 理事長は、本事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（乙

の名称、事業の概要等)を公開することができる。

(成果発表等)

第12条 理事長は、本事業により行った成果について、乙に対し、成果について発表させることができる。

(事業期間)

第13条 事業期間は令和6年(2024年)2月15日までとする。

(補 則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要事項については別に定めるものとする。

付 則

この要領は令和3年4月8日から施行する。

(別紙 1)

「滋賀型・NT（ニッチトップ）企業」とは、滋賀県の特徴を活かし、特定の分野等で一定のシェアを有するなど、その地域の中核となり地元経済を牽引する企業のこと。

■滋賀型・NT（ニッチトップ）企業創出支援事業の目標

- ①新商品（技術）の獲得
- ②特定分野等において一定のシェア確保
- ③付加価値の増加

※現在と比較し、5年後に上記3項目のうち2つ以上達成するための事業計画（5年間）を作成し、（別紙2）評価基準書の該当する年度の目標を達成すること

■基準となる事業計画の指標（目安）

- ①新商品（技術）を1つ以上獲得すること
- ②新商品（技術）の獲得により、〇〇の業界、分野等で一定のシェアを確保すること
- ③5年間で5,227万円以上の付加価値を創出すること  
…「付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費」
- ④地域への経済的効果…売上額、取引額、雇用者数、給与支給額等のいずれか増加
  - ※売上額が事業開始年度比で5%以上増加すること
  - ※県内の事業者間での取引額が事業開始年度比で5%以上増加すること
  - ※県内の事業者の雇用者数が開始年度比で2人以上増加すること
  - ※県内の事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること

■本事業の成果として、プラザと協力し、上記指標の達成が期待できる事業計画書(5ヶ年)を作成することにより、成長の道筋を明らかにし実施することで、地域経済へ波及効果を及ぼすこと。